

介護老人保健施設通所リハビリテーション等利用同意書

令和 年 月 日

医療法人恒和会
介護老人保健施設洋光台バラ苑
理事長 松 石 頼 明 殿

利 用 者	住 所	
	氏 名	⑩
	電話番号	

利用者の身元引受人	住 所	
	氏 名	⑩
	電話番号	

介護老人保健施設洋光台バラ苑の通所リハビリテーション等を利用するに当たり、介護老人保健施設洋光台バラ苑通所リハビリテーション等利用約款並びに別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受けました。

ついては、その内容を十分に理解の上、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意します。

【請求書及び領収書等の送付先】

住 所	
氏 名	(続柄)
電 話 番 号	

介護老人保健施設洋光台バラ苑通所リハビリテーション等利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設洋光台バラ苑（以下「当施設」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に基づき、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が「介護老人保健施設通所リハビリテーション等利用同意書」を当施設に提出したときから効力を有します。ただし、身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項のほか、本約款の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し通所リハビリテーション等を利用することができるものとします。
- 3 介護保険法の改正による重要事項の改定等が生じた場合は、厚生労働大臣の定める基準によるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。ただし、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- (1) 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- (2) 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額10万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。ただし、第1項ただし書の場合はこの限りではありません。
- 4 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション等を解除することができます。なお、この場合、利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。ただし、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション等実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則として、基本料金及びその他利用費用を当施設にお支払いいただきます。

す。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション等の利用を解除・終了することができます。

- (1) 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- (2) 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- (3) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション等の提供を超えると判断された場合
- (4) 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- (5) 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- (6) 第3条第3項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。ただし、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- (7) 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション等の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者又は身元引受人から、前項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して領収書を発行します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション等の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収の上、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収の上、これに応じます。ただし、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収の上、これに応じます。ただし、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある

等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は医師の判断により、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱うとともに、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 適切な在宅療養のための医療機関への情報の提供
- (5) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- (6) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション等に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。

2 前項のほか、備付けの用紙又は管理者あての文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。事業所以外にも、行政機関等の相談・苦情窓口でも相談することができます。

3 行政機関その他苦情受付機関

広島市中区厚生部 健康長寿課介護保険係	所在地 広島市中区大手町四丁目1番1号 電話番号 082-504-2478
広島市東区厚生部 健康長寿課介護保険係	所在地 広島市東区東蟹屋町9番34号 電話番号 082-568-7732

広島市南区厚生部 健康長寿課介護保険係	所在地 広島市南区皆実町一丁目 4 番 46 号 電話番号 082-250-4138
広島市西区厚生部 健康長寿課介護保険係	所在地 広島市西区福島町二丁目 24 番 1 号 電話番号 082-294-6585
広島市安佐南区厚生部 健康長寿課介護保険係	所在地 広島市安佐南区中須一丁目 38 番 13 号 電話番号 082-831-4943
広島市安佐北区厚生部 健康長寿課介護保険係	所在地 広島市安佐北区可部三丁目 19 番 22 号 電話番号 082-819-0621
広島市安芸区厚生部 健康長寿課介護保険係	所在地 広島市安芸区船越南三丁目 2 番 16 号 電話番号 082-821-2823
広島市佐伯区厚生部 健康長寿課介護保険係	所在地 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 28 号 電話番号 082-943-9730
広島県国民健康保険 団体連合会	所在地 広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館 電話番号 082-554-0782・FAX 082-544-6699

(賠償責任)

第13条 通所リハビリテーション等の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 本約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設洋光台バラ苑のご案内

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ① 施設名 医療法人恒和会 介護老人保健施設 洋光台バラ苑
- ② 開設年月日 平成 4 年 6 月 1 日
- ③ 所在地 広島市南区向洋新町一丁目 17 番 17 号
- ④ 電話番号 (082) 287 - 7777 FAX 番号 (082) 287 - 7778
- ⑤ 管理者名 河本 昌志
- ⑥ 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (3450180017 号)

(2) 入所定員 96 名

(3) 通所定員 40 名

(4) 施設の職員体制

職種	常勤	非常勤	内通所	業務内容
医師 (管理者)	1 人		0.05 人	健康管理、医療処置
薬剤師		2 人		調剤、薬剤管理、服薬指導
看護職員	4 人	7 人	5 人	保健衛生、看護業務
介護職員	27 人	3 人		日常生活全般の介護業務
支援相談員	2 人			相談、介護支援
理学療法士又は 作業療法士	5 人		1 人	理学療法又は作業療法
管理栄養士	1 人			栄養管理
介護支援専門員	2 人			施設サービス計画の作成
事務職員	2 人			庶務、会計、その他事務全般

(5) 施設の目的

当施設は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、次の事項を目的としてサービスの提供を行います。

- ① 介護保健施設サービスは、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指す。
- ② 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の生活の質の向上及び利用者の家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図ることを目指す。
- ③ 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、可能な限り居宅で、その有する能力に応じて自立した日常生活が営めるよう、機能訓練その他必要な日常生活上の世話をを行い、利用者の心身の機能回復を図ることを目指す。

(6) 運営の方針

当施設における運営の方針は、次のとおりです。

- ① 「利用者第一」の基本精神のもとに、常に明るく家庭的な雰囲気を保ち、安心して利用できる施設にするよう努める。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

- ③ 介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- ④ サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努める。
- ⑤ 利用者の個人情報、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則として行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

2 サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案
 - (2) 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護計画の立案
 - (3) 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション計画の立案
 - (4) 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - ・朝食 8時以降 ・昼食 12時以降 ・夕食 17時以降
 - (5) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
 - (6) 送迎（短期入所療養介護、通所リハビリテーション等の利用者は、ご希望に応じ、居宅までの送迎を行います。）
 - (7) 医学的管理・看護
 - (8) 介護
 - (9) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
 - (10) 相談援助サービス
 - (11) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
 - (12) 理美容サービス（原則月2回実施します。）
 - (13) 行政手続代行
 - (14) その他
- ※ これらのサービスの中には、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- (1) 協力医療機関
 - 名称 医療法人恒和会 松石病院
 - 住所 広島市安芸区船越南三丁目 23-3
- (2) 協力歯科医療機関
 - 名称 八丁堀歯科医院
 - 住所 広島市中区八丁堀 3-8 白峯ビル 403

※ 緊急時の連絡先
緊急の場合には、指定いただいた連絡先に連絡します。

4 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- (2) 面会は、午前 8 時 30 分から午後 8 時までです。
- (3) 外出及び外泊は、必ず施設長の許可を得てください。
- (4) 飲酒及び喫煙は、原則禁止とします。
- (5) 指定場所以外での火気の使用、自炊は、禁止します。
- (6) 設備、備品の利用は、当施設の取扱基準によります。
- (7) 所持品、備品等の持ち込みは、必要最小限とします。
- (8) 金銭、貴重品の持ち込みは、個人で管理できる範囲内とします。
- (9) 宗教活動は、原則禁止とします。
- (10) ペットの持ち込みは、禁止します。
- (11) 利用者の営利行為及び特定の政治活動は、禁止します。
- (12) その他、利用者への迷惑行為は禁止します。

5 非常災害対策

- (1) 防災設備
誘導灯設備、自動火災報知設備、非常放送設備、スプリンクラー、消火器、消火栓
- (2) 防災訓練
年 2 回以上

6 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、気軽にご相談ください。

(電話 (082) 287-7777)

また、事務室受付横に備えつけられた「ご意見箱」を利用し、管理者に直接申し出ることもできます。

7 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

[別紙2]

介護老人保健施設洋光台バラ苑のご案内
通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションについて
(令和6年4月1日現在)

1 介護保険証の確認

利用の申込みに当たり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの概要

要介護者及び要支援者が可能な限り居宅で、その有する能力に応じて自立した日常生活が営めるよう、機能訓練その他必要な日常生活上のお世話を行い、利用者の心身の機能回復を図るために提供されます。

3 利用料金

(1) 通所リハビリテーション費（月額計算の際、地域加算〔10.55〕の端数処理により多少の相違があります。）（料金改定は、R6.6.1から実施）

① 基本料金（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、利用時間及び負担割合により利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分で、送迎を含みます。）

利用時間	要介護の程度	1割負担	2割負担	3割負担
1時間以上2時間未満の場合	要介護1	389円	778円	1,167円
	要介護2	419円	839円	1,259円
	要介護3	452円	905円	1,357円
	要介護4	483円	966円	1,449円
	要介護5	518円	1,036円	1,554円
2時間以上3時間未満の場合	要介護1	404円	808円	1,212円
	要介護2	463円	926円	1,389円
	要介護3	525円	1,050円	1,576円
	要介護4	586円	1,171円	1,757円
	要介護5	646円	1,291円	1,937円
3時間以上4時間未満の場合	要介護1	513円	1,026円	1,538円
	要介護2	596円	1,192円	1,788円
	要介護3	678円	1,357円	2,035円
	要介護4	784円	1,568円	2,351円
	要介護5	889円	1,777円	2,665円
4時間以上5時間未満の場合	要介護1	584円	1,167円	1,751円
	要介護2	678円	1,355円	2,032円
	要介護3	770円	1,540円	2,310円
	要介護4	891円	1,781円	2,672円
	要介護5	1,010円	2,019円	3,029円
5時間以上6時間未満の場合	要介護1	657円	1,313円	1,969円
	要介護2	778円	1,557円	2,335円
	要介護3	899円	1,798円	2,696円
	要介護4	1,041円	2,082円	3,124円
	要介護5	1,182円	2,364円	3,545円
6時間以上7時間未満の場合	要介護1	755円	1,509円	2,263円
	要介護2	897円	1,793円	2,690円

7 時間以上 8 時間未満の場合	要介護 3	1,035 円	2,070 円	3,105 円
	要介護 4	1,200 円	2,399 円	3,599 円
	要介護 5	1,361 円	2,722 円	4,083 円
	要介護 1	804 円	1,608 円	2,412 円
	要介護 2	953 円	1,905 円	2,858 円
7 時間以上 8 時間未満の場合	要介護 3	1,104 円	2,207 円	3,311 円
	要介護 4	1,282 円	2,564 円	3,846 円
	要介護 5	1,455 円	2,910 円	4,365 円

※ 送迎を行わない場合は、片道 49 円(1 割)、99 円(2 割)又は 148 円(3 割)の減額となります。

② その他算定要件に該当する場合は、次の料金が加算されます。

加算名	1 割負担	2 割負担	3 割負担
リハビリテーション提供体制加算			
・ 3 時間以上 4 時間未満	13 円/回	25 円/回	38 円/回
・ 4 時間以上 5 時間未満	17 円/回	33 円/回	50 円/回
・ 5 時間以上 6 時間未満	22 円/回	43 円/回	64 円/回
・ 6 時間以上 7 時間未満	26 円/回	51 円/回	76 円/回
・ 7 時間以上	30 円/回	59 円/回	89 円/回
リハビリテーションマネジメント加算イ (開始月から 6 月以内) (開始月から超 6 月)	591 円/月 254 円/月	1,182 円/月 507 円/月	1,773 円/月 760 円/月
リハビリテーションマネジメント加算ロ (開始月から 6 月以内) (開始月から超 6 月)	626 円/月 288 円/月	1,252 円/月 576 円/月	1,877 円/月 864 円/月
事業所の医師が利用者又はその家族に対して 説明し、利用者の同意を得た場合	285 円/月	570 円/月	855 円/月
短期集中リハビリテーション加算	116 円/日	232 円/日	348 円/日
入浴介助加算 (Ⅰ)	43 円/回	85 円/回	127 円/回
入浴介助加算 (Ⅱ)	64 円/回	127 円/回	190 円/回
栄養アセスメント加算	53 円/月	105 円/月	158 円/月
口腔機能向上加算 (Ⅰ)	158 円/回	316 円/回	475 円/回
口腔機能向上加算 (Ⅱ)	169 円/回	338 円/回	507 円/回
若年性認知症利用者受入加算	64 円/日	127 円/日	190 円/日
科学的介護推進体制加算	42 円/月	85 円/月	127 円/月
介護職員等処遇改善加算	厚生労働大臣の定める基準とする。		

(2) 介護予防通所リハビリテーション費 (料金算定の際、地域加算 [10.55] の端数処理により多少の相違があります。) (料金改定は、R6.6.1 から実施)

① 基本料金 (介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度及び負担割合により利用料が異なります。以下は 1 月当たりの自己負担分です。送迎・入浴介助を含みます。ただし、利用時間帯によっては入浴サービスを提供できないことがあります。)

要支援状態区分	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	2,393 円	4,786 円	7,178 円
要支援 2	4,461 円	8,921 円	13,382 円

利用開始月から起算して 12 月を超えた期間に予防通所リハビリテーションを行った場合、以下の金額が減額されます

要支援状態区分	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	-127 円	-254 円	-380 円
要支援 2	-254 円	-507 円	-760 円

② その他算定要件に該当する場合は、次の料金が加算されます。

加算名	1 割負担	2 割負担	3 割負担
若年性認知症利用者受入加算	254 円／月	507 円／月	760 円／月
栄養アセスメント加算	53 円／月	105 円／月	158 円／月
口腔機能向上加算（Ⅰ）	158 円／月	316 円／月	475 円／月
口腔機能向上加算（Ⅱ）	169 円／月	338 円／月	507 円／月
科学的介護推進体制加算	42 円／月	85 円／月	127 円／月
介護職員等处遇改善加算	厚生労働大臣の定める基準とする。		

(3) その他の料金

- ① 食費（昼食、1 日当たり） 650 円
（利用時間帯により、食事の提供ができないことがあります。）
- ② 日用品費（1 日当たり） 130 円
（ロールペーパー、おしぼり等、利用者のご希望によります。）
- ③ 教養娯楽費（1 回利用ごとに） 100 円
（音楽、折り紙、ちぎり絵、書道、絵手紙、お茶会等を行います。）
- ④ 行事代 実費
- ⑤ おむつ代（1 枚当たり）

尿パット	30 円	はくパンツM	225 円	はくパンツ L	267 円
------	------	--------	-------	---------	-------

※ 上記以外に、利用者等の依頼により購入する日用生活品費、サービスに係る費用については、実費をいただきます。また、今後、上記料金の改定をすることがあります。

(4) 支払い方法

- ① 毎月 10 日以降に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。
- ② お支払いは、銀行振込又は受付窓口にて現金でお願いします。また、銀行振替も可能ですので希望される方は職員へお申し付けください。なお、請求書の送付は行っておりません。金額は電話か来苑の際に事務室でご確認ください。

[別紙3]

個人情報の利用目的

(令和7年7月1日現在)

介護老人保健施設洋光台バラ苑では、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1 施設内での利用

- (1) 利用者に提供する介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 利用者に係る管理運営業務のうち
 - ① 入退所等の管理
 - ② 施設の会計・経理事務
 - ③ 利用者の事故防止及び事故等の報告
 - ④ 利用者へ提供する医療、介護の質の向上

2 施設外への情報提供としての利用

- (1) 利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ① 医療機関、薬局、看護及び介護サービス等の提供を行う施設等との連携、照会への回答
 - ② 利用者の診療等に当たり、外部の医師等から意見・助言を求める場合
 - ③ 検体検査及びその他の委託業務
 - ④ 家族等への様態の説明
- (2) 介護保険事務のうち
 - ① 審査支払機関への介護報酬明細書の提出
 - ② 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (3) 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用】

1 施設内での利用

- (1) 管理運営業務のうち
 - ① 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ② 学生実習への協力
- (2) 事例研究

2 施設外への情報提供としての利用

- (1) 外部監査機関等への情報提供
- (2) その他、法令で定められた報告、届出等